○東北地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県南津軽郡大鰐町大字蔵舘字北山三番から同町大字大鰐字前田一三番四まで	前	一四・八〇～二九・二五メートル	〇・一九九キロメートル
	後	一四・八〇～五二・五〇	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	青森県南津軽郡大鰐町大字蔵舘字北山三番から同町大字大鰐字前田一三番四まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年一月十六日

○関東地方整備局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月十六日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・三・三号太田町蓬沢線、三・四・八号古府中環状浅原橋線及び三・五・二号幸町伊勢四丁目線

三　事業施行期間　自平成二十四年一月十六日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県甲府市伊勢一丁目、伊勢二丁目、幸町及び太田町地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九号

荒川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局荒川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月十六日　関東地方整備局長　下保　修

現告示図面（昭和四十二年三月二十四日建設省告示第八百二十四号）中第八十三号図の次に第八十四号図から第八十八号図を加え、それぞれ茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域。

（図面省略）

附　則

昭和四十八年三月九日建設省告示第四百二十三号は、廃止する。

○中部地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十六日　中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市港区宝神五丁目一〇三八番一から同市港区宝神町字屋敷六九六番まで	前	四七・五〇～六八・三〇メートル	〇・〇二五キロメートル
	後	五九・九〇～八三・八〇	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十六日　中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野県木曽郡南木曽町読書三六七一番二から同町読書三六八〇番二〇まで	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年一月十六日

○中国地方整備局告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月十六日　中国地方整備局長　戸田　和彦

一　道路の種類　一般国道

二　路線名及び位置　二号　周南市大字戸田字市二七八八番地先から同市大字戸田字上戸田山三二九一番地先まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　河川管理者　周南市長　木村健一郎

住所　山口県周南市岐山通一番一号

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

(一) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、情報ボックス、道路の附属物、その他のもっぱら道路管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕

(二) 原則として(一)に係る部分の災害復旧

五　管理の期間　平成二十三年十月二十五日から当該施設の存続する日まで

○北海道開発局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十六日　北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十八号	北海道空知郡南富良野町字幾寅一二番から同町字幾寅一二〇番まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年一月十六日